

師崎中学校 部活動指導のガイドライン

師崎中学校では、「南知多町立学校の部活動指導ガイドライン」に沿って、以下のよう
に活動を行うこととする。

1 南知多町における活動日等の基準

- 計画的に週2日以上 of 休養日を設ける。
- 毎月、第3日曜日の「家庭の日」においては、その趣旨を尊重し、原則休養日とする。
- 大会・コンクールへの参加等のため、やむを得ず土曜日、日曜日ともに活動する場合は、平日に代替休養日の確保に努める。
- 対外試合等により長時間の活動を行う場合は、事前に校長に届を提出し、承認を受ける。
- 長期休業中も学期中の扱いを参考として、適切な休業日及び活動時間を設定する。

2 本校の活動日等の基準

- 平日の活動は2時間程度とし、ST終了後から最終下校時刻15分前までとする。
- 週休日・祝日の活動時間は、3時間程度とする。
- 休養日は、「平日に1日」と「土曜日、日曜日のいずれか1日」を原則とする。
- 週休日・祝日は一日練習を行わない。(練習試合等は除く)
- 朝の部活動は行わない。ただし、試合やコンクールなど特別な事情がある場合は、顧問が保護者の同意と校長の許可を得た上で、一週間前から朝の練習を行うことができる。
- 長期休業期間についても、準備・片付けを含めて3時間程度とする。ただし、夏期休業中は、気象条件に応じて、適宜、休息をとる。
- 長期休業中の土曜日・日曜日の活動は行わない。
- 出張等で顧問の都合がつかない時は、原則活動を行わない。

3. 部活動指導に当たっての留意事項

- 大会・コンクールの参加については、生徒や部活動の顧問の過重負担とならないよう精選に努める。
- 既存の部活動において、チーム編成ができず合同チームを編成する場合は、当該校間において十分協議し、生徒及び保護者の理解を得て進めていく。
- 学校は、毎月の活動計画を生徒・保護者に周知する。
- テスト週間の活動は行わないが、試合やコンクールなど特別な事情がある場合は、顧問が保護者の同意と校長の許可を得た上で、一週間前から特別練習を行うことができる。

令和4年4月

南知多町立師崎中学校